

中央区カスタマー・ハラスメント防止基本方針

令和7年11月10日

1 はじめに

区民の皆様から寄せられるご意見やご要望は、区政の改善や行政サービスの向上に欠かせない重要なものです。

一方で、暴行や脅迫などの違法行為、正当な理由がない過度な要求や暴言などの不当な行為により、職員等の安全や尊厳が脅かされる場合があります。こうした行為は、区政運営全体に悪影響を及ぼすものであり、看過できません。

中央区は、全ての職員等が安心して職務に専念できる環境を確保するとともに、区民の皆様に質の高い行政サービスを提供するため、カスタマー・ハラスメントに対し、組織として毅然と対応します。

2 カスタマー・ハラスメントの定義

「カスタマー・ハラスメント」とは、区民等から職員等に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、職員等の就業環境を害するものをいう。

「区民等」：中央区から行政サービスの提供を受ける者又は中央区の業務に密接に関係する者であって、職員等が対応するすべての者

「職員等」：常勤職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び派遣職員のほか、委託契約等に係る業務に従事する者など区の業務に従事するすべての者

「著しい迷惑行為」：暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為

3 カスタマー・ハラスメントにおける代表的な行為類型

威圧的な言動	机を叩く／大声をあげる／制度説明を無視して強く要求する
執拗な言動	何度も自らの要求を繰り返し主張する／長時間または頻繁に電話や面会を求める
精神的な攻撃	人格否定をする発言など暴言をあびせる／長時間にわたり理不尽な叱責や要求を行う
拘束する行動	電話や対面で長時間にわたり執拗に対応を要求する
不可能・抽象的な行為	「法律を変えろ」など不可能な要求をする／「誠意を見せろ」など抽象的な要求をする
差別的な言動	「税金泥棒」などの侮辱や蔑視発言をする／職員等の職種や年齢に対し差別的な発言をする

過度な謝罪の要求	事実と異なる内容について執拗に謝罪を求める／正当な理由なく、自宅に来て謝罪するよう要求する
個人への攻撃や嫌がらせ	特定の職員名を挙げて誹謗中傷をする／職員等の顔を無断で撮影する／職員等の写真等をインターネットに公開する
性的な言動	わいせつ行為や性的発言をする／職員等の容姿や私生活に関して執拗に言及する
身体的な攻撃	殴る、蹴るなどの暴行をする／書類やペンなどの物を投げつける
土下座の要求	謝罪の手段として土下座を要求する

※上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

4 カスタマー・ハラスメントへの対応

職員等に対するカスタマー・ハラスメントが疑われる言動があった場合には組織として事実確認を行います。

カスタマー・ハラスメントに該当すると判断したときは、職員等の安全を確保し、安定した行政サービスを提供するため、応対中止、庁舎等からの退去命令、警察への通報、法的措置など、厳正に対処します。

5 カスタマー・ハラスメントへの対策

中央区では、職員等の心身の安全確保と良質な行政サービスの提供を両立するため、カスタマー・ハラスメントへの対策を段階的に整備します。

- ・対応内容の記録の保存・管理
- ・基本方針等の職員等・区民等への周知
- ・研修の実施や相談体制の整備
- ・警察等関係機関との連携
- ・全庁的な対応の標準化・共有化

6 運用の見直し

社会状況の変化や制度改正、現場の運用実態を踏まえ、定期的な見直しと改善を図り、より実効性のある体制の確立を目指します。

7 おわりに

中央区では、行政サービスのさらなる向上を目指し、区民の皆様からのご意見やご要望に真摯に耳を傾け、丁寧かつ誠実な対応に努めてまいります。

多くの皆様は、適切に行政サービスをご利用いただいております。カスタマー・ハラスメントに該当するような行為は、ごく限られたものと認識しています。

しかしながら、万が一、職員等に対するカスタマー・ハラスメント行為が確認された場合は、職員等が安心して職務にあたり、行政サービスの提供や区政運営に支障が生じないよう、組織として毅然と対応してまいります。

区民の皆様におかれましては、安心して暮らせるまちを実現するため、ご理解とご協力をお願いいたします。